

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与の計算及び支給に関する規程

平成28年4月1日

改正 平成28年12月6日

改正 平成29年3月16日

改正 平成29年4月11日

改正 平成30年3月31日

改正 平成30年4月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院正規職員、任期付職員及び再雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条（給与等）の規定により正規職員、任期付職員及び再雇用職員のうち月報者に支給する給与に關し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給料に手当を加えたものを給与という。(以下同じ。)

- 2 給料は、月額とし、別表第1から別表第6に定める。
- 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、診療業務手当、宿日直手当、待機手当、期末手当、勤勉手当、業務手当とする。

(給与の支給日等)

第3条 給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）は、毎月21日に支給する。

- 2 期末手当、勤勉手当、業務手当は、6月及び12月に支給する。
- 3 前2項に規定する支給日が、就業規則第15条第1項に規定する所定休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。
- 4 給与は、その全額を、直接正規職員、任期付職員及び再雇用職員本人に現金で支給する。ただし、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員の申し出及び職員代表との書面による協定により口座振込の方法により支給することができる。

(非常時の支給)

第4条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、正規職員、任期付職員及び再雇用職員又は正規職員、任期付職員及び再雇用職員の収入によって生計を維持する

者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀等、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため、請求したときは、請求の日までの給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）を日割支給することがある。

（給料の支給）

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 新たに正規職員、任期付職員及び再雇用職員となった者には、その日から給料を支給する。
- 3 昇給、降給等により給料額に異動を生じた正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第2項から第4項までの規定により給料を支給する場合であって、月の途中から又は月の途中まで支給するときは、その月の所定勤務日数に対するその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の所定勤務日数の割合に応じて日割支給する。

（短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員についての給料）

第6条 就業規則第12条第3項の規定により特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給料月額、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の受ける号給に応じた額に、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の許可後の1週間の所定勤務時間（38時間45分）で除して得た額とする。

（再雇用職員の給料月額等）

- 第7条 就業規則第2条第1項第3号に規定する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、その再雇用職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 第9条（初任給、昇格、昇給等）、第11条（扶養手当）及び第12条（住居手当）の規定は、再雇用職員には、適用しない。

（職務の分類等）

第8条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づいて別表第1から別表第6の給料表に掲げる職務の級に分類するものとする。

2 前項の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に掲げるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等)

第9条 新たに給料表の適用を受ける正規職員及び任期付職員となった者の号給は、別表第8に掲げるところにより決定する。

2 前項に規定する正規職員及び任期付職員の号給を決定する場合において、他の正規職員及び任期付職員との均衡上必要があると認めるときは、その正規職員及び任期付職員の号給を調整することがある。

3 正規職員及び任期付職員の昇給は、4月1日に前年度における人事評価及び勤務実績に応じて行うものとする。

4 正規職員及び任期付職員を昇格させた場合は、前項の昇給に加えて特別の昇給を行うことがある。

5 正規職員及び任期付職員を降格させた場合における号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、別表第9職の欄に掲げる職にある正規職員、任期付職員及び再雇用職員に支給し、その額は、その職の属する職務の級に応じ、それぞれ対応する同表管理職手当の額の欄に掲げる額(特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあっては、その額に特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の許可後の1週間の所定勤務時間を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間(38時間45分)で除して得た額)とする。

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。)は、管理職手当は支給しない。

3 第1項の規定により管理職手当が支給される正規職員、任期付職員及び再雇用

職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある正規職員及び任期付職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその正規職員及び任期付職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

(2) 給与所得、不動産所得、事業所得等の合計額が年額130万円を超える者

(3) 終身労務に服することができない程度でない重度心身障害者

4 正規職員及び任期付職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その正規職員及び任期付職員が主たる扶養者である場合に限り、扶養親族として認定することができる。

5 扶養手当の月額、第2項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子、父母等」という。）については1人につき6,500円（正規職員及び任期付職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。

6 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にあるその扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

7 新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合又は正規職員及び任期付職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その正規職員及び任期付職員は、直ちにその旨（新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合又は正規職員及び任期付職員に第1号に該当する事

実が生じた場合において、その正規職員及び任期付職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を法人に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族である子、父母等がある正規職員及び任期付職員が配偶者のない正規職員及び任期付職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族である子、父母等がある正規職員及び任期付職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 8 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、扶養親族の認定を行う。この場合において、必要と認めるときは、扶養の事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 9 扶養手当の支給は、新たに正規職員及び任期付職員となった者に扶養親族がある場合においては、新たに正規職員及び任期付職員となった日、扶養親族がない正規職員及び任期付職員に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員が離職し、又は死亡した場合においては、その正規職員及び任期付職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第7項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。
- 10 扶養手当は、これを受けている正規職員及び任期付職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は正規職員及び任期付職員の扶養

親族である子で同項の届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合には、これらの事実が生じた日が属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員に更に第7項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある正規職員及び任期付職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている正規職員及び任期付職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届け出に係るものがある正規職員及び任期付職員が配偶者のない正規職員及び任期付職員となった場合におけるその扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第12条 住居手当は、自ら（配偶者を含む。）居住するため住居を借り受け、賃借料（共益費、水道光熱費を除く。以下同じ。）を支払っている正規職員及び任期付職員に支給する。ただし、配偶者が他から住居手当に相当する手当を支給されている場合は、支給しない。

- 2 前項の賃借料には、月額1万2,000円以下のものは含まない。
- 3 第1項の正規職員及び任期付職員には、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員宿舍管理規程第3条第3項の規定により原則として宿舍へ入居する職員は含まない。
- 4 住居手当の月額は、次の各号に掲げる正規職員及び任期付職員の区分に応じて、各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - （1） 月額2万3,000円以下の賃借料を支払っている正規職員及び任期付職員
賃借料の月額から1万2,000円を控除した額
 - （2） 月額2万3,000円を超える賃借料を支払っている正規職員及び任期付職員
賃借料の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額
- 5 新たに第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備するに至った者

は、その要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情、住居の所有関係等を速やかに法人に届け出なければならない。住居手当を受けている正規職員及び任期付職員の居住する住居、賃借料の額、住居の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。

6 法人は、前項の届け出を受けたときは、記載事項の真偽を確認し、その正規職員及び任期付職員が第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備しているときは、その正規職員及び任期付職員に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

7 住居手当の支給は、正規職員及び任期付職員が新たに第1項の正規職員及び任期付職員としての要件を具備するに至った日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、正規職員及び任期付職員が同条に規定する要件を欠くに至った日が属する月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。

8 住居手当を受けている正規職員及び任期付職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。）

(2) 通勤のため、自動車その他の用具を使用することを常例とする正規職員、

任期付職員及び再雇用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする正規職員、任期付職員及び再雇用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等の使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員、任期付職員及び再雇用職員以外の正規職員、任期付職員及び再雇用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの、交通機関等を利用することにより通勤距離及び通勤時間が半分以下にならないものを除く。）

2 前項に規定する通勤手当の月額を、次の各号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員の区分に応じて各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 第6項から第9項までの規定により算出したその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 次の表に掲げる額（1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあつては、その額に100分の50を乗じた額）

通 勤 距 離	手 当 の 額
2 k m 以上 5 k m 未満	2,000円
5 k m 以上 10 k m 未満	4,200円
10 k m 以上 15 k m 未満	7,100円
15 k m 以上 20 k m 未満	10,000円
20 k m 以上 25 k m 未満	12,900円
25 k m 以上 30 k m 未満	15,800円
30 k m 以上 35 k m 未満	18,700円
35 k m 以上 40 k m 未満	21,600円
40 k m 以上 45 k m 未満	24,400円
45 k m 以上 50 k m 未満	26,200円
50 k m 以上 55 k m 未満	28,000円
55 k m 以上 60 k m 未満	29,800円
60 k m 以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる正規職員、任期付職員及び再雇用職員 運賃等相当額

及び前号に掲げる額の合計額（自動車等を使用する部分の距離が2キロメートルに満たない正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、運賃等相当額）

- 3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、新たに第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに至った場合も同様とする。
- 4 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求める等の方法により確認し、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員が第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するときは、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。
- 5 第2項第1号に掲げる運賃等相当額の算出は、運賃、時間及び距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。
- 6 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた所定勤務時間が深夜に及ぶためにこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。
 - (1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3号に該当する区間を除く。）については、その区間に係る通用期間6か月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替勤務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員で1か月当たりの平均通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。
 - (2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、その区間についての通勤21回分（交替勤務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員にあつては、1か月当たりの平均通

勤所要回数分)の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

(3) 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、その区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、その区間に係る通用期間1か月の定期券の価格(価格の異なる定期券を発行しているときは、最も合理的かつ低廉となる定期券の価額)

8 第6項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額とする。

9 通勤手当の支給は、正規職員、任期付職員及び再雇用職員が新たに第1項の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月)から開始し、通勤手当を支給されている正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職し、又は死亡した場合には、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている正規職員、任期付職員及び再雇用職員が同条の正規職員、任期付職員及び再雇用職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月)から行うものとする。

10 通勤手当を受けている正規職員、任期付職員及び再雇用職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

11 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合(正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。)は、その月の通勤手当は支給しない。

(特殊勤務手当)

第14条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく

特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける正規職員、任期付職員及び再雇用職員の範囲及び手当の額は、別表第10のとおりとする。
- 3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（正規職員、任期付職員及び再雇用職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。）は、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当は支給しない。

（時間外勤務手当）

第15条 時間外勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第12条に規定する所定勤務時間外に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間外にした次の各号に掲げる区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（1） 所定勤務時間が割り振られた日における勤務については、100分の125

（2） 就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日の勤務については、100分の135

- 3 特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員が、勤務が割り振られた日において、特別に許可を受けた短時間勤務の正規職員、任期付職員及び再雇用職員の所定勤務時間外に勤務した場合は、所定勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の額は、同項に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、あらかじめ就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間（38時間45分）以下「振り替え前の1週間の所定勤務時

間」という。)を超えて勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第1号に規定する土曜日及び日曜日を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、時間外勤務手当は支給しない。

6 出張中の正規職員、任期付職員及び再雇用職員は、その期間中所定勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当は支給しない。ただし、目的地において所定勤務時間を超えて勤務すべきことを所属長があらかじめ命令した場合であって、その勤務したことについて証明できるものについては、時間外勤務手当を支給することができる。

7 所定勤務時間外に、又は振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて、勤務することを命令され、所定勤務時間外にした勤務の時間と振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項及び第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、各号に掲げる割合を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えてした勤務 100分の50(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の75)

(休日勤務手当)

第16条 休日勤務手当は、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等

の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長の命令に基づいて就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替え又は代休とされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員には、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 第2項の規定にかかわらず、就業規則第15条第1項第2号及び第3号に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を就業規則第15条第3項の規定により事前に他の日と振り替えとされ、振り替え前の1週間の所定勤務時間を超えない場合は、休日勤務手当は支給しない。

（夜間勤務手当）

第17条 夜間勤務手当は、所属長の命令に基づいて所定勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額とする。

（診療業務手当）

第18条 診療業務手当は、定額の時間外勤務手当として、第15条（時間外勤務手当）に相当する時間外勤務（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に加算する割合分を除く。）が一定時間行われるものとみなし、あらかじめ一定の額を定めて月額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に加算する割合分を除く。）で支給する。ただし、実際に時間外勤務が行われなかった場合や、第15条（時間外勤務手当）の規定に基づいて計算された、実際の時間外勤務時間による手当の額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。）が、診療業務手当の額に満たない場合で

も、これを支給する。

2 第15条（時間外勤務手当）の規定に基づいて計算された、実際の時間外勤務時間による手当の額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。）が、診療業務手当の額を超えた場合は、その差額を時間外勤務手当として支給する。

3 診療業務手当に相当する時間外勤務時間数及び手当の額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合に加算する割合分を除く。）は、個別に定め通知する。

（宿日直手当）

第19条 宿日直手当は、所属長の命令に基づいて宿日直勤務した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、宿直又は日直1回につき別表第11に掲げる額を支給する。

3 宿日直勤務は、前3条（時間外勤務、休日勤務、夜間勤務）に含まれないものとする。

（待機手当）

第20条 待機手当は、所属長の命令に基づいて待機した正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して支給する。

2 待機手当の額は、医師及び歯科医師たる正規職員、任期付職員及び再雇用職員は1回につき4,000円とし、その他の正規職員、任期付職員及び再雇用職員については、1回につき1,000円（24時間待機した場合は、2,000円）とする。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して、その在職期間に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

2 期末手当の算定対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）前年12月1日から5月31日まで

（2）6月1日から11月30日まで

（勤勉手当及び業務手当）

第22条 勤勉手当及び業務手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する正規職員、任期付職員及び再雇用職員に対して、その勤務成績に応じ、かつ、法人の経営状況を考慮して支給する。

2 前条第2項（算定対象期間）の規定は、勤勉手当及び業務手当の算定対象期間について準用する。

（休暇、休職、休業等の給与）

第23条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、通常勤務した場合と同額の給与を支給する。

（1）就業規則第20条に規定する年次有給休暇

（2）就業規則第21条第2項第1号に規定する業務上又は通勤上の傷病による病
気休暇

2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、通常勤務した場合と同額の給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を除く。）を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の管理職手当、通勤手当及び毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当は支給しない。

（1）就業規則第21条第2項第2号及び第3号に規定する病気休暇

（2）就業規則第22条に規定する特別休暇

（3）就業規則第34条に規定する就業禁止

3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が就業規則第7条第1項第1号に掲げる業務上の傷病以外の傷病による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が就業規則第7条第1項第2号に掲げる特別の事情があり休職させることが適当な場合による休職により勤務しない場合は、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、特に許可があった場合を除き、給与を支給しない。

（1）就業規則第11条に規定する遅刻、早退、欠勤及び私用外出

（2）就業規則第23条に規定する育児休業、部分休業、介護休業及び自己啓発休業

（給与の減額）

第24条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の一部を勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条に規

定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に15分未満の端数を生じたときは切り捨てる。
- 3 正規職員、任期付職員及び再雇用職員が前条第5項の規定により1日の所定勤務時間の全部を勤務しないときは、その勤務しない1日につき、その月の所定勤務日数に対する割合に応じて1日当たりの給与額を減額する。

(時間外勤務手当等及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第25条 時間外勤務手当等(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当をいう。)及び欠勤等減額の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、毎月決まって月額で支給される特殊勤務手当の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第12条第1項に規定する1週間の所定勤務時間(38時間45分)に52を乗じたもので除した額とする。

(端数の計算)

第26条 給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。)の額を算定する場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与からの控除等)

第27条 正規職員、任期付職員及び再雇用職員に給与(期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。)を支給する際、法令によるもののほか職員代表との書面による協定により次の各号に掲げるものをその正規職員、任期付職員及び再雇用職員の給与から控除することができる。

- (1) 職員互助会の掛金
- (2) 千葉県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金、貸付金の返済金及び物資購入代金
- (3) 財産形成貯蓄の積立金
- (4) 団体扱契約を締結した保険会社に係る保険料
- (5) 職員駐車場及び宿舍の利用料
- (6) 院内保育園の利用料
- (7) 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院貸付金貸付規程に基づく貸付金

(8) 医師及び歯科医師の医局費

- 2 正規職員、任期付職員及び再雇用職員に給与（期末手当、勤勉手当、業務手当を含む。）が支給されないことにより、前項に規定するものを給与から控除することができない場合は、その正規職員、任期付職員及び再雇用職員から直接現金で預かるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日改正）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月11日改正）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月10日改正）

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	605,600
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	609,700
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	613,800
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	617,800
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	621,800
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	626,900
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	631,900
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	636,900
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	641,900
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	647,000
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	652,100
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	657,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	662,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	667,500
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	672,700
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	677,900
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	683,100
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	688,700
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	694,300
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	699,900
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	705,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	710,300
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	715,200
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	720,100
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	724,900
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	729,800
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	734,700
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	739,600
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	744,400
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	749,000
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	753,500
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	758,000
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	762,500
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	766,800
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	771,100
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	775,300
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	779,500
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	783,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	787,000
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	790,700
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	794,400

再雇用職員 以外の職員	42	371,100	437,400	491,400	549,200	797,400
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	800,400
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	803,400
	45	375,300	442,800	496,600	553,100	806,300
	46	376,700	444,600	498,300	554,100	809,300
	47	378,200	446,400	500,100	555,100	812,300
	48	379,700	448,100	501,900	556,100	815,300
	49	380,900	449,900	503,500	557,100	818,200
	50	381,900	451,600	504,800	558,000	821,200
	51	382,900	453,400	506,100	558,900	824,200
	52	383,800	455,200	507,400	559,800	827,200
	53	384,700	457,100	508,500	560,600	830,200
	54	385,600	458,300	509,800	561,500	833,200
	55	386,300	459,500	511,100	562,400	836,200
	56	387,200	460,700	512,400	563,300	839,100
	57	388,000	461,900	513,400	564,200	842,000
	58	388,900	462,900	514,200	565,100	845,000
	59	389,700	463,900	515,000	566,000	848,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700	851,000
	61	391,100	465,700	516,700	567,600	853,900
	62	391,600	466,400	517,500	568,500	856,900
	63	392,000	467,100	518,400	569,400	859,900
	64	392,500	467,800	519,200	570,300	862,900
	65	392,800	468,500	520,100	571,200	865,800
	66		469,200	521,000	572,100	868,800
	67		469,900	521,700	573,000	871,800
	68		470,600	522,600	573,900	874,700
	69		470,900	523,500	574,800	877,600
	70		471,600	524,300	575,700	880,500
	71		472,300	525,200	576,600	883,400
	72		473,000	526,100	577,500	886,300
	73		473,400	526,900	578,400	889,200
	74		474,000	527,800	579,300	892,200
	75		474,700	528,700	580,200	895,200
	76		475,400	529,400	581,100	898,200
	77		475,800	530,200	582,000	901,100
	78		476,400	531,100	582,900	904,000
	79		477,000	532,000	583,800	906,900
	80		477,500	532,900	584,700	909,800
	81		478,100	533,700	585,600	912,700
	82		478,600	534,600	586,500	915,700
	83		479,100	535,500	587,400	918,600
	84		479,600	536,400	588,300	921,500
	85		480,000	537,200	589,200	924,400
	86		480,600	538,100	590,100	
	87		481,000	539,000	591,000	

	88		481,500	539,900	591,900	
	89		482,000	540,700	592,800	
	90		482,600		593,700	
	91		483,200		594,600	
	92		483,600		595,500	
	93		484,100		596,400	
	94		484,700		597,300	
	95		485,300		598,200	
	96		485,900		599,100	
	97		486,400		600,000	
	98				600,900	
	99				601,800	
	100				602,700	
	101				603,600	
	102				604,500	
	103				605,400	
	104				606,300	
	105				607,200	
	106				608,100	
	107				609,000	
	108				609,900	
	109				610,800	
	110				611,700	
	111				612,600	
	112				613,500	
	113				614,400	
	114				615,300	
	115				616,200	
	116				617,100	
	117				618,000	
	118				618,900	
	119				619,800	
	120				620,700	
	121				621,600	
	122				622,500	
	123				623,400	
	124				624,300	
	125				625,200	
	126				626,100	
	127				627,000	
	128				627,900	
	129				628,800	
	130				629,700	
再雇用職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第2（第2条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	

	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	444,200
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	445,000
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	445,800
	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	446,400
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900	
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200	
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500	
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700	
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	407,000	
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	407,300	
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	407,600	
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	407,800	
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
	86	244,400	289,100	325,000	345,900			
	87	244,800	289,300	325,200	346,200			
	88	245,200	289,500	325,600	346,500			
再雇用職員 以外の職員	89	245,700	289,900	326,000	346,900			
	90		290,100	326,400	347,200			
	91		290,300	326,800	347,600			
	92		290,500	327,200	347,900			
	93		290,900	327,500	348,300			
	94		291,100	327,700	348,600			
	95		291,300	328,100	348,900			
	96		291,600	328,400	349,200			
	97		292,000	328,600	349,500			
	98		292,300	328,900	349,900			
	99		292,500	329,200	350,300			
	100		292,800	329,500	350,700			
	101		293,100	329,700	351,200			
	102		293,300	330,000	351,600			
	103		293,500	330,400	352,000			

104	293,800	330,600	352,400
105	294,100	330,700	352,900
106	294,400	331,000	353,400
107	294,700	331,400	353,900
108	295,000	331,600	354,400
109	295,300	331,800	354,900
110		332,200	355,400
111		332,600	355,900
112		333,000	356,400
113		333,200	356,900
114		333,400	357,400
115		333,600	357,900
116		333,800	358,400
117		334,000	358,900
118		334,200	359,400
119		334,400	359,900
120		334,600	360,400
121		334,800	360,900
122		335,000	361,400
123		335,200	361,900
124		335,400	362,400
125		335,600	362,900
126		335,800	363,400
127		336,000	
128		336,200	
129		336,400	
130		336,600	
131		336,800	
132		337,000	
133		337,200	
134		337,400	
135		337,600	
136		337,800	
137		338,000	
138		338,200	
139		338,400	
140		338,600	
141		338,800	
142		339,000	
143		339,200	
144		339,400	
145		339,600	
146		339,800	
147		340,000	
148		340,200	
149		340,400	
150		340,600	
151		340,800	
152		341,000	
153		341,200	
154		341,400	
155		341,600	
156		341,800	
157		342,000	

	158			342,200					
	159			342,400					
	160			342,600					
	161			342,800					
	162			343,000					
	163			343,200					
	164			343,400					
	165			343,600					
	166			343,800					
	167			344,000					
	168			344,200					
	169			344,400					
	170			344,600					
	171			344,800					
	172			345,000					
	173			345,200					
	174			345,400					
	175			345,600					
	176			345,800					
	177			346,000					
	178			346,200					
再雇用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士及びその他の技師に適用する。

別表第3（第2条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	287,200	333,500	379,400	444,600
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	289,200	335,700	382,100	447,200
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	291,200	337,900	384,800	449,700
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	293,200	340,100	387,500	452,300
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	295,000	342,300	389,700	454,700
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	296,900	344,500	392,100	457,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	298,800	346,700	394,500	459,700
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	300,700	348,900	396,800	462,200
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	302,700	350,600	398,900	464,600
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	304,600	352,600	401,000	467,000
	11	176,200	209,200	250,800	269,700	306,500	354,600	403,200	469,600
	12	177,700	210,500	251,700	271,300	308,400	356,600	405,600	472,000
	13	179,200	211,900	253,000	272,800	310,100	358,800	407,600	474,500
	14	181,200	213,400	254,100	274,400	311,900	360,900	409,700	476,000
	15	183,200	214,900	254,900	276,000	313,700	363,000	411,900	477,300
	16	185,200	216,100	255,900	277,600	315,500	365,100	414,100	478,600
	17	187,400	217,500	256,600	279,200	317,400	367,100	416,200	479,800
	18	189,500	219,000	257,500	280,700	319,100	369,200	418,400	481,100
	19	191,600	220,500	258,500	282,200	320,800	371,300	420,600	482,400
	20	193,700	222,000	259,400	283,700	322,500	373,400	422,800	483,700
	21	195,800	223,400	260,300	285,300	324,100	375,200	424,700	484,900
	22	198,000	225,100	261,400	286,900	325,700	377,300	426,600	486,300
	23	200,200	226,800	262,600	288,500	327,300	379,400	428,500	487,700
	24	202,400	228,500	263,800	290,000	328,900	381,500	430,400	488,900
	25	204,400	229,900	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100	490,300
	26	205,700	231,600	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700	491,600
	27	207,000	233,300	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400	493,000
	28	208,300	235,000	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000	494,400
	29	209,500	236,600	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300	495,800
	30	210,700	238,000	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700	496,900
	31	212,000	239,300	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300	498,000
	32	213,200	240,400	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800	499,100
	33	214,500	241,600	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500	500,200
	34	215,800	242,700	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100	501,100
	35	217,100	243,600	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600	502,000
	36	218,400	244,700	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200	502,900
	37	219,800	245,800	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600	
	38	221,200	246,900	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000	
	39	222,500	247,800	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500	
	40	223,900	248,900	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000	
	41	224,900	249,500	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300	
	42	226,300	250,400	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200	
	43	227,700	251,300	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100	
	44	229,100	252,300	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800	
	45	230,300	253,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800	
	46	231,700	254,600	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700	
	47	233,000	255,900	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600	
	48	234,300	257,200	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500	
	49	235,300	258,300	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500	

	50	236,400	259,700	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
	51	237,400	260,900	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
	52	238,500	262,100	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
	53	239,600	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
	54	240,700	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
	55	241,700	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
	56	242,700	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
	57	243,500	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
	58	244,500	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
	59	245,200	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
	60	246,200	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
	61	247,100	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
	62	248,300	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
	63	249,500	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
	64	250,700	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
	65	251,600	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
	66	252,700	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
	67	254,000	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
	68	255,300	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	446,900	
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	447,700	
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	448,500	
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	449,300	
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	450,100	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	450,900	
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	451,700	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	452,500	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	453,300	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	454,100	
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	454,900	
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	455,700	
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700		
再雇用職員 以外の職員	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300		
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800		
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400		
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000		
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600		
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500		
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100		
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700		
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200		
	94	284,800	319,000	353,100	371,400			
	95	285,800	319,700	353,800	371,900			
	96	286,800	320,300	354,400	372,200			
	97	287,700	321,000	354,800	372,800			
	98	288,500	321,300	355,200	373,300			
	99	289,300	322,000	355,700	373,800			
	100	290,200	322,700	356,100	374,300			
	101	291,000	323,100	356,600	374,900			
	102	291,800	323,700	357,000	375,400			
	103	292,600	324,300	357,500	375,900			

104	293,400	324,900	357,900	376,300
105	294,100	325,300	358,200	376,900
106	294,600	325,800	358,700	377,400
107	295,100	326,300	359,200	377,900
108	295,600	326,800	359,500	378,400
109	295,800	327,200	360,000	379,000
110	296,200	327,600	360,500	379,500
111	296,400	327,900	361,000	380,000
112	296,800	328,300	361,500	380,500
113	297,100	328,700	362,000	381,100
114	297,300	329,100	362,500	
115	297,700	329,500	363,000	
116	298,000	329,800	363,400	
117	298,300	330,000	363,800	
118	298,600	330,300	364,300	
119	298,900	330,700	364,800	
120	299,300	330,900	365,300	
121	299,600	331,100	365,700	
122	300,000	331,400	366,200	
123	300,400	331,700	366,700	
124	300,800	332,000	367,200	
125	301,000	332,200	367,600	
126	301,200	332,500		
127	301,600	332,900		
128	302,000	333,100		
129	302,200	333,200		
130	302,500	333,600		
131	302,900	334,000		
132	303,300	334,200		
133	303,500	334,500		
134	303,800	334,900		
135	304,200	335,300		
136	304,500	335,700		
137	304,700	336,000		
138	305,000	336,400		
139	305,400	336,800		
140	305,700	337,200		
141	305,900	337,500		
142	306,300	337,900		
143	306,700	338,300		
144	307,000	338,700		
145	307,100	339,000		
146	307,400	339,400		
147	307,700	339,800		
148	308,100	340,200		
149	308,300	340,500		
150	308,500	340,900		
151	308,800	341,300		
152	309,100	341,700		
153	309,500	342,000		
154	309,700			
155	309,900			
156	310,200			
157	310,600			

	158	310,900							
	159	311,200							
	160	311,500							
	161	311,900							
	162	312,200							
	163	312,500							
	164	312,800							
	165	313,200							
	166	313,500							
	167	313,800							
	168	314,100							
	169	314,500							
再雇用職員		234,300	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700	375,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第4（第2条関係）

事務系給料表（1）

職員の区分	職務の給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	468,500
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	

再雇用職員
以外の職員

50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	445,200
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,800
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	446,400
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	447,000
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	447,600
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	448,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	448,800
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	449,400
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	450,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	450,600
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	451,200
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	451,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	452,400
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	453,000
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	453,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	454,200
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	454,800
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	455,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	456,000
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	456,600
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	410,000	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	410,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	410,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	410,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	410,800	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	411,000	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	411,200	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	411,400	
94	247,600	294,400	342,200	381,100		411,600	
95	248,100	294,800	342,700	381,500		411,800	
96	248,600	295,200	343,100	381,900		412,000	
97	248,900	295,400	343,200	382,200		412,200	
98	249,300	295,700	343,700			412,400	
99	249,700	296,100	344,100			412,600	
100	250,100	296,500	344,400			412,800	
101	250,400	296,700	344,700			413,000	
102	250,800	297,000	345,100			413,200	
103	251,200	297,400	345,500			413,400	

	104	251,600	297,700	345,900			413,600		
	105	251,900	297,900	346,400			413,800		
	106	252,200	298,200	346,800			414,000		
	107	252,500	298,600	347,200			414,200		
	108	252,800	298,900	347,600			414,400		
	109	253,100	299,100	348,100			414,600		
	110		299,500	348,500			414,800		
	111		299,900	348,800			415,000		
	112		300,200	349,100			415,200		
	113		300,300	349,600			415,400		
	114		300,600				415,600		
	115		300,900				415,800		
	116		301,300				416,000		
	117		301,500				416,200		
	118		301,700				416,400		
	119		302,000				416,600		
	120		302,300				416,800		
	121		302,700				417,000		
	122		302,900				417,200		
	123		303,200				417,400		
	124		303,500				417,600		
	125		303,800				417,800		
再雇用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第5（第2条関係）

事務系給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	1	128,900	180,300	202,000
	2	129,800	181,800	203,400
	3	130,800	183,300	204,800
	4	131,700	184,800	206,100
	5	132,700	186,100	207,400
	6	133,700	187,600	208,800
	7	134,700	189,000	210,200
	8	135,700	190,300	211,600
	9	136,500	191,700	213,000
	10	137,500	192,900	214,600
	11	138,500	194,200	216,200
	12	139,600	195,300	217,600
	13	140,400	196,500	218,900
	14	141,400	197,600	220,400
	15	142,400	198,700	221,900
	16	143,400	199,800	223,200
	17	144,500	200,900	224,100
	18	145,700	202,000	224,900
	19	146,900	203,000	225,800
	20	148,100	204,000	226,800
	21	149,200	205,000	227,700
	22	150,400	206,100	229,200
	23	151,600	207,200	230,500
	24	152,800	208,200	231,600
	25	154,000	209,100	233,100
	26	155,500	210,000	234,400
	27	157,000	210,700	235,700
	28	158,500	211,600	237,000
	29	159,900	212,500	238,300
	30	161,400	213,700	239,700
	31	162,900	214,700	241,100
	32	164,400	215,600	242,400
	33	165,900	216,300	243,600
	34	167,700	217,500	245,000
	35	169,500	218,600	246,300
	36	171,300	219,800	247,700
	37	173,100	220,700	249,000
	38	174,800	222,000	250,400
	39	176,500	223,300	251,800
	40	178,200	224,500	253,200
	41	179,800	225,600	254,400

	42	181,200	226,800	255,700
	43	182,600	228,000	257,000
	44	184,000	229,200	258,300
	45	185,500	230,400	259,300
	46	186,900	231,600	260,400
	47	188,300	232,800	261,600
	48	189,700	233,900	262,800
	49	191,000	235,100	264,100
	50	192,200	236,300	265,300
	51	193,300	237,500	266,500
	52	194,500	238,700	267,500
	53	195,600	239,800	268,600
	54	196,700	240,800	269,800
	55	197,800	241,800	271,000
	56	198,900	242,800	272,200
	57	200,000	243,800	273,200
	58	201,000	244,800	274,300
	59	202,000	245,800	275,400
	60	203,000	246,800	276,400
	61	204,100	247,800	277,500
	62	205,000	248,700	278,600
	63	205,900	249,600	279,700
	64	206,800	250,500	280,800
	65	207,500	251,500	281,700
	66	208,300	252,300	282,500
	67	209,000	253,100	283,300
再雇用職員	68	209,800	253,800	284,200
以外の職員	69	210,200	254,600	285,100
	70	210,800	255,200	285,900
	71	211,100	255,800	286,700
	72	211,700	256,300	287,400
	73	211,900	256,600	288,200
	74	212,500	257,000	289,000
	75	213,000	257,500	289,800
	76	213,800	258,000	290,600
	77	214,000	258,600	291,200
	78	214,700	259,000	291,800
	79	215,200	259,500	292,300
	80	215,800	260,000	292,700
	81	216,500	260,300	293,100
	82	217,000	260,600	293,600
	83	217,600	260,900	294,100
	84	218,300	261,200	294,600
	85	218,900	261,400	295,000
	86	219,400	261,800	295,600
	87	219,900	262,100	296,200

88	220,600	262,400	296,800
89	221,100	262,600	297,100
90	221,700	262,800	297,600
91	222,300	263,200	298,100
92	222,800	263,400	298,600
93	223,200	263,700	299,000
94	223,700	264,100	299,500
95	224,200	264,500	300,000
96	224,700	264,900	300,500
97	225,200	265,100	300,800
98	225,700	265,400	301,200
99	226,200	265,600	301,700
100	226,700	265,900	302,200
101	227,100	266,200	302,600
102	227,600	266,400	303,000
103	228,200	266,700	303,400
104	228,800	267,000	303,800
105	229,200	267,200	304,100
106	229,700	267,400	304,500
107	230,000	267,700	304,900
108	230,400	267,900	305,300
109	230,600	268,200	305,600
110	231,000	268,500	306,000
111	231,500	268,800	306,400
112	232,000	269,000	306,800
113	232,200	269,200	307,000
114	232,700	269,500	307,400
115	233,200	269,700	307,800
116	233,700	269,900	308,100
117	234,000	270,200	308,400
118	234,400	270,500	308,800
119	234,800	270,800	309,100
120	235,200	271,100	309,400
121	235,600	271,200	309,600
122		271,500	310,000
123		271,800	310,300
124		272,100	310,600
125		272,200	310,800
126		272,500	311,200
127		272,800	311,500
128		273,100	311,800
129		273,200	312,000
130		273,500	312,400
131		273,800	312,800
132		274,100	313,200
133		274,200	313,400

	134		274,500	
	135		274,800	
	136		275,100	
	137		275,200	
再雇用職員		191,700	202,900	225,000

備考 この表は、別に定める職員に適用する。

別表第6（第2条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	179,400	214,200	273,900	299,500
	2	182,000	216,300	276,900	303,600
	3	184,600	218,400	279,700	307,300
	4	187,300	220,500	282,500	311,000
	5	190,000	222,400	285,300	314,800
	6	192,800	224,500	287,900	318,100
	7	195,600	226,600	290,200	321,300
	8	198,500	228,600	292,600	324,500
	9	201,400	230,800	295,100	327,800
	10	204,400	233,200	297,700	331,200
	11	207,300	235,600	300,100	334,000
	12	210,200	238,000	302,700	337,100
	13	212,900	240,200	305,000	339,600
	14	214,600	242,500	307,000	342,400
	15	216,400	244,800	309,100	345,100
	16	218,100	247,100	311,000	347,800
	17	219,800	249,400	313,400	350,700
	18	221,600	252,500	316,000	354,000
	19	223,400	255,600	318,800	357,400
	20	225,000	258,700	322,000	360,800
	21	226,900	261,500	325,000	363,800
	22	228,800	264,500	328,100	366,900
	23	230,800	267,400	331,200	370,000
	24	232,800	270,300	334,300	373,200
	25	234,600	273,100	337,400	376,600
	26	236,600	275,700	340,400	379,300
	27	238,500	278,200	343,300	381,900
	28	240,500	280,900	346,300	384,700
	29	242,300	283,800	349,200	387,400
	30	244,200	286,000	351,800	389,800
	31	246,200	288,000	354,400	392,200
	32	248,200	290,200	357,000	394,600
	33	250,000	292,200	359,600	397,400
	34	252,000	294,300	361,800	399,600
	35	253,900	296,500	364,100	401,900
	36	255,800	298,500	366,400	404,200
	37	257,300	300,500	368,700	406,700
	38	259,000	302,400	370,900	408,900
	39	260,500	304,500	373,200	411,200
	40	262,100	307,000	375,500	413,500
	41	263,800	309,400	377,800	415,400

再雇用職員
以外の職員

42	265,000	311,800	379,900	417,500
43	265,900	314,200	382,000	419,700
44	267,000	316,600	384,100	421,800
45	268,000	318,800	386,000	424,100
46	268,900	321,200	388,000	425,800
47	269,700	323,600	390,000	427,900
48	270,500	326,100	392,000	429,700
49	271,400	328,600	393,600	431,400
50	272,100	331,000	395,400	433,200
51	273,000	333,300	397,200	435,100
52	274,300	335,700	399,000	436,900
53	275,400	338,000	400,200	438,200
54	276,600	340,000	401,800	439,600
55	277,800	342,000	403,500	441,100
56	279,000	344,000	405,200	442,600
57	280,100	345,900	406,700	444,300
58	281,500	347,900	408,400	445,700
59	282,900	349,900	410,100	447,200
60	284,300	351,900	411,700	448,500
61	285,500	353,800	413,100	449,300
62	286,900	355,700	414,700	450,800
63	288,300	357,600	416,300	451,900
64	289,600	359,500	417,900	453,000
65	290,800	361,400	419,300	454,100
66	292,100	363,300	420,300	454,600
67	293,400	365,200	421,300	455,200
68	294,700	367,000	422,300	455,800
69	296,100	368,700	423,300	456,500
70	297,200	370,500	424,300	457,000
71	298,300	372,300	425,400	457,700
72	299,300	374,100	426,400	458,200
73	300,500	375,600	427,100	458,700
74	301,600	377,200	427,900	458,900
75	302,700	378,800	428,900	459,400
76	303,800	380,400	429,900	459,800
77	304,600	382,100	430,900	460,500
78	305,600	383,800	431,900	461,300
79	306,600	385,500	432,900	462,100
80	307,600	387,200	433,900	462,700
81	308,400	388,700	434,600	463,300
82	309,300	390,200	435,500	
83	310,200	391,800	436,400	
84	311,100	393,400	437,200	
85	311,800	394,500	438,100	
86	312,600	395,800	438,900	
87	313,400	397,200	439,700	

88	314,300	398,600	440,600
89	315,200	399,900	441,300
90	316,000	401,100	441,800
91	316,800	402,200	442,400
92	317,600	403,400	442,800
93	318,300	404,300	443,300
94	319,000	405,400	443,900
95	319,700	406,500	444,400
96	320,400	407,600	445,000
97	320,800	408,500	445,400
98	321,200	409,500	445,900
99	321,600	410,500	446,500
100	322,000	411,500	447,100
101	322,300	412,300	447,500
102	322,700	413,300	
103	323,100	414,300	
104	323,500	415,300	
105	323,900	415,900	
106	324,400	416,700	
107	324,900	417,600	
108	325,400	418,500	
109	325,800	419,400	
110	326,300	420,300	
111	326,800	421,200	
112	327,300	422,000	
113	327,600	422,800	
114	328,100	423,300	
115	328,500	423,800	
116	329,000	424,300	
117	329,300	424,700	
118	329,700	425,300	
119	330,200	425,800	
120	330,700	426,400	
121	330,900	426,600	
122	331,300	427,100	
123	331,800	427,700	
124	332,100	428,100	
125	332,300	428,500	
126	332,600		
127	333,100		
128	333,600		
129	333,800		
130	334,200		
131	334,700		
132	335,100		
133	335,300		

	134	335,700			
	135	336,200			
	136	336,500			
	137	336,800			
	138	337,200			
	139	337,600			
	140	338,000			
	141	338,500			
再雇用職員		250,300	297,200	315,000	329,000

備考 この表は、教員に適用する。

別表第7（第8条関係）

級別標準職務基準表

1 医療職給料表（1）

- 5級 1 部長
- 4級 1 部長又は副部長
- 2 4級相当の主任医長又は医長
- 3級 1 医長
- 2 3級相当の主任医員
- 2級 1 主任医員
- 2 2級相当の医員
- 1級 1 医員

2 医療職給料表（2）

- 8級 1 局長
- 7級 1 副局長
- 6級 1 次長、技師長又は科長
- 5級 1 副技師長、技師長補佐
- 2 5級相当の専門職・専任職
- 4級 1 主査
- 2 4級相当の副主査
- 3級 1 副主査、主任
- 2級 1 2級相当の技師
- 1級 1 技師

備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

3 医療職給料表（3）

- 8級 1 看護局長
- 7級 1 副看護局長
- 6級 1 看護局長補佐
- 5級 1 師長
- 4級 1 副師長、主任
- 3級 1 副主任
- 2級 1 保健師、助産師、看護師
- 1級 1 准看護師

4 事務系給料表（1）

- 8級 1 事務局長
- 2 8級相当の専門職・専任職
- 7級 1 事務次長
- 2 7級相当の専門職・専任職
- 6級 1 課長
- 2 6級相当の専門職・専任職
- 5級 1 課長補佐
- 2 5級相当の専門職・専任職
- 4級 1 主査
- 3級 1 副主査
- 2級 1 主任
- 1級 1 主事

5 事務系給料表(2)

3級 1 長

2級 2 主任

1級 3 員

6 教育職給料表

4級 1 教務長

3級 1 副教務長

2級 1 主任

1級 1 教員

別表第8（第9条関係）

初任給基準表

1 医療職給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
医師、歯科医師	医大卒	1級1号給	

2 医療職給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
薬剤師	大学6卒	2級21号給	
	大学卒	2級5号給	
管理栄養士	大学卒	2級5号給	
栄養士	短大2卒	1級13号給	
診療放射線技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床検査技師	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
理学療法士、作業療法士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
臨床工学技士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
視能訓練士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
言語聴覚士	大学卒	2級5号給	
	短大3卒	1級21号給	
社会福祉士	大学卒	2級5号給	
精神保健福祉士	大学卒	2級5号給	
臨床心理士	大学卒	2級5号給	
歯科衛生士	短大3卒	1級21号給	
	短大2卒	1級13号給	
歯科技工士	短大2卒	1級13号給	

3 医療職給料表（3）

職種	学歴免許	初任給	備考
保健師、助産師、看護師	大学卒	2級15号給	
	短大3卒	2級11号給	
	短大2卒	2級7号給	
准看護師	高校卒	1級9号給	
	中学卒	1級5号給	
備考 准看護師に3年以上従事し保健師、助産師又は看護師となった正規職員、任期付職員の初任給欄の号給は「大学卒」は2級19号給、「短大卒」は2級17号給とする。			

4 事務系給料表（1）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	大学卒	1級29号給	
	高校卒	1級9号給	

5 事務系給料表（2）

職種	学歴免許	初任給	備考
別に定める	高校卒	1級17号給	
	中卒	1級5号給	

6 教育職給料表

職種	学歴免許	初任給	備考
教員	大学卒	1級17号給	
	短大3卒	1級13号給	
	短大2卒	1級5号給	

別表第9（第10条関係）

管理職手当表

1 医療職給料表（2）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	局長	72,600円
7級	副局長	52,600円
6級	次長、技師長又は科長	49,900円
5級	副技師長、技師長補佐、他5級の職	35,300円

備考 「技師」は、「技師及び技士」の総称とする。

2 医療職給料表（3）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	看護局長	66,300円
7級	副看護局長	47,400円
6級	看護局長補佐	39,500円
5級	師長	35,800円
4級	副師長	32,200円

3 事務系給料表（1）

職務の級	職	管理職手当の額
8級	事務局長、他8級の職	73,500円
7級	事務次長、他7級の職	53,100円
6級	課長、他6級の職	41,600円
5級	課長補佐、他5級の職	35,700円

4 教育職給料表

職務の級	職	管理職手当の額
4級	教務長	44,200円
3級	副教務長	42,700円

別表第10（第14条関係）

特殊勤務手当表

種類	支給対象職員	単位	手当の額	備考
夜間診療業務手当	医師として夜間診療業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	10,000円	
診療支援手当	医師又は歯科医師として地域医療支援センターから派遣され医療に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	500,000円 以内	
第1特殊勤務手当	日勤助産師、日勤看護師、日勤准看護師、放射線取扱主任、電気主任技術者、介護福祉士又は介護員としてそれらの業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	4,000円	
第2特殊勤務手当	看護師、准看護師、陽子線放射断層撮影に使用する薬品の合成及び試験に関する業務に従事する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は臨床工学技士としてそれらの業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	8,000円	
第3特殊勤務手当	助産師として助産業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	12,000円	
第4特殊勤務手当	教員として附属看護専門学校の教員業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	12,000円	
第5特殊勤務手当	特定行為に係る看護師の研修制度において特定行為研修を修了し、特定行為に係る業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	月額	18,000円	指導的立場にあり、看護局長の推薦を受けた正規職員、任期付職員及び再雇用職員
			28,000円	
PET画像診断センター看護業務手当	看護師又は准看護師としてPET画像診断センターにおいて看護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	日額	100円	
夜間看護業務手当	助産師、看護師、准看護師又は看護補助員として夜間看護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	2,100円	長時間日勤・有資格者
			4,000円	準夜勤・有資格者
			1,900円	準夜勤・無資格者
			4,500円	深夜勤・有資格者
			6,400円	短時間夜勤・有資格者
			8,500円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
解剖業務手当	正規職員、任期付職員及び再雇用職員が病理解剖補助員として解剖業務に従事した場合	1件	1,200円	
			1,700円	午後10時から翌日の午前5時までの間
夜間技師業務手当	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等として夜間業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	3,200円	準夜勤
			3,700円	深夜勤
			6,900円	夜勤
夜間介護業務手当	介護福祉士又は介護員として夜間介護業務に従事する正規職員、任期付職員及び再雇用職員	1回	6,900円	夜勤・有資格者
			3,900円	夜勤・無資格者
災害医療派遣手当	被災地に医療支援のため派遣された正規職員、任期付職員及び再雇用職員	日額	50,000円	医師
			30,000円	技師、看護師
			20,000円	その他

別表第11（第19条関係）

宿日直手当額表

種別	金額	備考
宿日直手当	5,000円	午後5時15分から翌日8時30分まで
日直手当	4,200円	午前8時30分より午後5時15分まで
半日直手当	2,100円	午前8時30分より午後0時15分まで 又は午後1時30分より午後5時15分まで

宿日直手当額については給料14万円未満の額として、給料3万円を増すごとに300円（半日直については150円）を増額する。